

二本松市災害対策本部情報 (第 63 号・H25.9.12 発行)

豪雨による被災者への各種助成・減免等の概要について

豪雨による被害を受けた方への各種助成・減免等については、以下のとおりです。詳細は、各担当課までお問い合わせください。項目の()印は、8月5日の豪雨災害のみ該当するものです。

罹災証明書

各種手続きで、罹災証明書および家屋損壊の判定が必要な方は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ...【本庁】生活環境課市民生活係 0243-55-5102

【岩代支所】地域振興課市民福祉係 0243-65-2816

災害見舞金の給付

現に居住している家屋が被災した者に対し、災害見舞金を支給

区分	1世帯あたり	被災者1人あたり
住宅の全壊	100,000円	20,000円
住宅の半壊	50,000円	10,000円
床上浸水	30,000円	-
床下浸水	20,000円	-
井戸損壊 *浸水によるにごり被害は除く。	20,000円	-

問い合わせ...福祉課社会福祉係 0243-55-5111

生活用水確保対策()

自然災害により、ボーリングさく井工事や給水管布設工事が必要となった世帯の負担軽減を図るため、工事費の一部を補助

補助対象者	設置者区分	補助対象工事	補助金額等
自然災害により被災した補助対象者	個人	ボーリングによるさく井工事	費用の50%以内の額とし、72万円を限度とする。
	共同	ボーリングによるさく井工事および給水管布設工事	費用の50%以内の額とし、72万円を限度とする。

問い合わせ...【本庁】生活環境課環境衛生係 0243-55-5103

【岩代支所】地域振興課市民福祉係 0243-65-2816

農林業の被害対策

二本松市農業災害対策事業補助(市単独事業)

被災した農作物の再生産を図るために必要な経費を助成

助成対象...被害率30%以上(農業用施設面積においては概ね50%以上)被災した農業者または農業者をもって組織する生産団体が再生産を図るため購入する樹草剪回復用肥料、病害虫防除用農薬、農業用施設復旧資材等

助成率...経費の3分の1(国庫または県補助金がある場合は、経費の3分の2以内)

*農業用施設(畜舎、パイプハウス等)

農林業災害対策事業資金利子補給(市単独事業)

復旧のため農業者等がみちのく安達農業協同組合より借入した資金の利子補給

補給対象

農作物等：被害率30%以上

農地・林地：自己所有地または現に耕作している農地、管理している林地

農業施設：農業用施設(畜舎、パイプハウス等)、用水路、排水路、取水堰、耕作用に使用する農道の流出・決壊、土砂流入等の被害

貸付限度額...200万円[農地、林地、農業施設(農業用施設を除く)]については、500万円以内]

貸付率...0.55%(2.55%のうち市1.0%、JAみちのく安達1.0%負担)

償還期間...5年以内

二本松市農地等小規模災害復旧事業補助(市単独事業)
被災した農地の復旧に要する資金を助成。ただし、国庫補助対象事業を除く。

助成対象...復旧に要した費用が10万円以上のもの

助成率...助成対象費用の10分の3以内

機械借上げ等による自主的復旧への補助(市単独事業)
複数の受益者のある水路、農道について、自主的に緊急な応急復旧を実施する経費を助成する。

助成対象...標準事業費が10万円以上のもの

助成率...標準事業費の10分の3以内

問い合わせ...【本庁】農政課総合農政係 0243-55-5116

農林課農林整備係 0243-55-5119

【岩代支所】産業建設課農政係 0243-65-2821

商工業支援対策

市商工課に相談窓口を開設

問い合わせ...商工課商工振興係 0243-55-5120

市税等の減免()

個人市民税、固定資産税、国民健康保険税および介護保険料のうち、災害が発生した8月5日以後に納期限が来る平成25年度の税額等について、被害の状況等により減免(災害前の納期分・納付分は非該当。)

個人市民税・国民健康保険税・介護保険料

災害により納税義務者等が生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合、または障がい者となった場合

事由	減免の割合
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき(個人市民税に限る。)	全部
地方税法の規定による障害者となったとき	9/10

納税義務者等の所有に係る住宅または家財が災害により損害を受けた場合

合計所得金額	減免の割合	
	損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき
500万円以下	1/2	全部
750万円以下	1/4	1/2
750万円超	1/8	1/4

*損害(保険金または損害賠償金等により補てんされる金額を除く。)の程度および平成24年中の合計所得金額に応じた区分により減免(ただし、平成24年中の合計所得額が1,000万円以下の者に限る。)

災害により農作物が被害を受けた場合

農作物の減収による損失額の合計額(農作物共済金または損害賠償金等により補てんされる金額を除く。)が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、平成24年中の合計所得金額が1,000万円以下のもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対して、農業所得に係る市民税等の所得割の額を減免

(裏面へつづく)

合計所得金額	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	750万円超
減免の割合	全部	8/10	6/10	4/10	2/10

問い合わせ...【本庁】税務課市民税係 0243-55-5085
 【岩代支所】地域振興課地域振興係 0243-55-2111

固定資産税
 土地・家屋・償却資産の被害状況に応じて被災資産に係る税額を減免

問い合わせ...【本庁】税務課資産税係 0243-55-5086
 【岩代支所】地域振興課地域振興係 0243-55-2111

保育所保育料の軽減()

豪雨災害により市民税の課税額が減免された世帯に対し、「二本松市児童福祉施設入所負担金等徴収規則」の保育所負担金徴収額表の階層区分変更により保育料を軽減

問い合わせ...子育て支援課保育所幼稚園係 0243-55-5112

幼稚園保育料の軽減()

市立幼稚園
 対象者：豪雨災害により市民税の課税額が減免された世帯

減免額：保育料減免限度額を年額2万円とし、8月以降の保育料に市民税の減免の割合を乗じて得た額

私立幼稚園
 豪雨災害により市民税の課税額が減免された世帯で「二本松市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」に定める補助対象者の世帯区分に該当することとなった場合には、保育料を補助

問い合わせ...子育て支援課保育所幼稚園係 0243-55-5112

介護サービス利用者負担額の免除()

豪雨災害により、居住する住宅や家財に受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く)がその住宅や家財の価格の10分の2以上である場合等に、要介護者の平成25年8月5日から平成26年2月利用分介護サービス利用者負担額(1割負担分)を免除

問い合わせ...高齢福祉課介護保険係 0243-55-5115

国民健康保険被保険者一部負担金の徴収猶予・減免

二本松市国民健康保険一部負担金減免等施行規則の規定に基づき、医療機関窓口での一部負担金(入院のみ)の徴収を猶予または減免

徴収の猶予・減免対象...被保険者が豪雨災害により死亡し、もしくは心身に著しい障がいを受けた場合または資産に重大な損害を受けた場合であって、当該被保険者の属する世帯の所有する資産等の活用を図ったにもかかわらず、一部負担金の支払いが困難となったと認められるとき。

減免基準...対象世帯の実収入月額が基準生活費の100%を超え、130%以下のとき。

免除基準...対象世帯の実収入月額が基準生活費以下のとき。

徴収猶予基準...対象世帯の実収入月額が基準生活費の130%を超え、かつ、一部負担金所要見込額と基準生活費を合算した額が実収入月額を上回るとき。

*実収入月額、基準生活費については、生活保護の基準による。

適用除外
 対象世帯の預貯金等の額が生活保護基準の3カ月分を超える場合は減額等は適用しない。
 問い合わせ...国保年金課国保年金係 0243-55-5106

国民年金保険料の減免

豪雨による被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた者等については、本人申請に基づき、国民年金保険料を全額免除

問い合わせ...国保年金課国保年金係 0243-55-5106

後期高齢者医療保険料の減免および一部負担金の免除

福島県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱および一部負担金の免除取扱要綱に基づき、保険料を減免、一部負担金の徴収を免除

後期高齢者医療保険料の減免

豪雨による被災に伴い、住宅、家財に被害があった場合、損害の程度(保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。)が10分の3以上10分の5未満で保険料を半額に減額し、損害の程度が10分の5以上で全額免除

一部負担金の免除

豪雨による被災に伴い、住宅、家財その他の財産に著しい損害を受け市民税が減免される場合、または対象世帯の実収入月額が基準生活費以下であり、かつ、対象世帯全員の預貯金の合計額が基準生活費の3カ月分に相当する額以下となったことにより一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者に対して一部負担金(入院・外来)を免除

問い合わせ...国保年金課医療給付係 0243-55-5107

水道料の減免()

豪雨により断水および浸水等の被害にあった岩代地域の水道使用者の災害復旧を支援するため、水道料金の一部を減免

岩代第1水源の移川水管橋流失により断水期間が生じた地区における水道料金の減免

断水により水道が使用できなかったことを考慮し、8月分基本料金(1,165円/月)の1/2を減免

・断水期間 8月5日～8月8日(4日間)

・断水区域 上長折字行部内地区、滝地区、西勝田字高瀬地区

豪雨災害により住宅等について床下・床上浸水等の被害を受けた地区における水道料金の減免

通常使用するであろう水量(基準水量)を超えて使用した分を、家屋・家財等の洗浄のために使用したものと捉え、8月分使用水量からこの分の水量を減免

減免水量の考え方

8月分の使用水量から基準水量を差し引いた水量を減免

基準水量については、

・前年同月使用水量

・直近前3カ月の平均水量

それぞれで算出した水量のうち少ないものを基準水量とし、減免水量を算出する

問い合わせ...水道課水道管理係 0243-55-5135



左のQRコードから携帯サイトへアクセスできます。
 機種によってはアクセスできないこともあります。

災害全般に関する問合・相談窓口 / 災害対策本部総務係(生活環境課) 0243-55-5102
 放射能に関する問合・相談窓口 / 放射能測定除染課 0243-22-1580
 編集と発行 / 災害対策本部広報班(秘書広報課) 0243-55-5096
 〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1 市ウェブサイト <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>

～「自家消費用農産物の放射性物質測定結果」、「環境放射線量測定値」、「飲料水放射性物質検査結果」はお休みします～